

老朽危険家屋等除却促進事業

市内にある「老朽危険家屋」の
解体費用に最大45万円の補助がでます。



○対象の建築物

- ・周辺住環境を悪化させ放置されている木造もしくは軽量鉄骨の住宅
- ・老朽度の判定基準による各評点の合計が100点以上のもの
- ・所有権以外の権利が設定されていない建築物
- ・地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物
- ・公共事業に伴う移転、建替その他の補償の対象となっていない建築物
- ・原則、同一敷地内において1回限り

○申請者の資格

- ・老朽危険家屋の所有者、もしくは所有者の相続関係者等
- ・暴力団の構成員ではないこと
- ・本市の市税を滞納していないこと

○補助金の額

解体費用の2分の1(最大45万円)

【お問い合わせ】

柳川市 都市計画課 建築係
TEL:0944-77-8544

柳川市老朽危険家屋等除却促進事業の流れ

※ 工事請負契約する前に交付申請を行い、交付決定を受けて下さい。
 交付決定前に契約・着工した場合、補助金が出ません。

